

株 主 各 位

滋賀県彦根市宮田町591番地 1

**フジテック株式会社**

代表取締役  
社 長 内 山 高 一

## 第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

### 記

1. 日 時 平成19年6月27日（水曜日）午前10時  
2. 場 所 滋賀県彦根市宮田町591番地 1

当社 本店ビッグウィングホール（末尾の会場ご案内図ご参照）

（当社は、本店所在地を滋賀県彦根市に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第60期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                                         |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件                                        |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件                                        |
| 第4号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 |
| 第5号議案 | 取締役および監査役の報酬額改定の件                                |
| 第6号議案 | 役員賞与支給の件                                         |
| 第7号議案 | 当社株式の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）継続の件                  |

#### 4. その他招集に当たっての決定事項

(1) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法

株主様がその有する議決権を統一しないで行使される場合には、株主総会の3日前までに、当社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を書面によりご通知ください。

(2) 代理人による議決権行使

代理人によるご出席の場合には、お届印によるご捺印のされた委任状を、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともにご提出ください。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fujitec.co.jp/kessan/>) に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

##### ① 経営環境と事業展開

当連結会計年度における世界経済は、米国では住宅市場の不振などで景気の拡大ペースが鈍化しましたが、中国は高成長を継続し、その他のアジア諸国や欧州も堅調な景気拡大を辿るなど、総じて順調に推移しました。日本経済は、良好な企業収益を背景に設備投資が引き続き増加し、個人消費や住宅投資も底堅く推移するなど、民間需要を中心に緩やかな拡大が続きました。

このような情勢の中、昇降機業界におきましては、北米市場の需要は集合住宅に減速感があるものの、堅調に推移した一方、アジアでは、中国市場は集合住宅を中心とし、オフィスビル、ホテル建設などにも活発な需要が続き、その他のアジア地域でも景気拡大に伴い需要の回復が見られました。日本市場では、公共投資は引き続き縮減しましたが、民間部門ではマンション向けの堅調な需要のほか、ショッピングセンターを核とする複合施設などで回復傾向が見られました。しかしながら、収益面では、すべての市場で競争の激化に加え、原材料価格の上昇が続くなど厳しい状況の下で推移しました。

かかる経営環境の下で、当社グループは2004年度から「業界をリードする商品の提供」、「顧客の信頼に応える品質革新」、「安定的収益基盤の確立」を3つの柱に据えた3カ年中期経営計画「Change & Charge」（変革と前進）を推進してまいりました。その最終年度となる当連結会計年度は、滋賀県彦根市と米原市にまたがる約15万㎡の敷地に新拠点「ビッグウィング」が完成し、本社・研究開発機能を担う「本社・商品開発センター」、既設の第1工場および新たに建設した第2工場から成る「本社製作所」、ならびに世界一の高さと規模を誇る地上170mの「エレベータ研究塔」および「実験施設」が順次稼働しました。これにより「ビッグウィング」は、商品開発から設計・調達・生産のすべてのプロセスで一貫したモノ作りのコア拠点として確立しました。

また、国内営業部門は全国を4つに分けたブロック体制として、迅速できめ細かな販売活動を展開し、標準型マシールームレス・エレベータ「エシード- $\alpha$ （アルファ）」の販売を拡大いたしました。

商品開発では、安全・安心を追求する商品として、地震時にエレベータ利用者への影響を最小限にする「地震時リスタート運転機能」、「自動診断・回復旧運転サービス」、更に、地震の初期微動をいち早くキャッチする「P波センサ付地震時管制運転装置」と長周期の振動によるロープなどの「引っ掛かり防止対策」を本年4月1日から「エシード- $\alpha$ 」に標準装備しました。同時に、更新需要の増大が期待されるモダンゼーション事業

では、制御システムを刷新するリニューアル・パッケージを加え、販売増加を図るなど、新規市場およびリニューアル市場の多様な顧客ニーズに即した商品を提供しています。また、フィールド部門である据付・保守の人材育成や技術革新を図るため、フィールド研修センターおよびフィールド技術研究所を設立し、フィールド技術と商品品質の一層の向上に取り組んでいます。

グローバル市場では、世界最大の昇降機市場である中国で、永久磁石式同期電動機を採用した標準型エレベータ「エクセル GLVF - II」の販売を開始し、同機種の持つ省エネルギー性とコンパクトな機械室は市場で高い評価を得ています。「上海華昇富士達扶梯有限公司」（中国・上海市）はエスカレータの量産化を目指して、年間2,600台の生産能力を持つ新工場を上海に建設・移転を完了しました。また、中国調達を活発に進めるため、「上海調達センター」を設立し、今後拡大する生産量への対応を進めています。

## ②販売活動実績

これらの経営活動の結果、当連結会計年度における主な受注・完成物件は次のとおりとなりました。

世界市場における工事完成物件では、米国・ヒューストンの「ウェッジ・インターナショナル・タワー」にエレベータ27台の大型モダニゼーション工事が完成しました。香港・ツェンワン地区では5棟のタワーからなる地上67階建の超高層住宅と大規模商業施設の「ビジョン・シティ」にエレベータ・エスカレータ計64台を納めました。

中国・廊坊市では、高級住宅・オフィスの2棟からなる複合ビルプロジェクト「福成公寓二期、福成商場」でエレベータ65台が完成、同物件ではこれまでに納入した44台と合わせ計109台のエレベータが活躍しています。また、中国・江蘇省南京市では大規模住宅「聚宝山庄」でエレベータ101台、天津市の大規模住宅開発プロジェクト「天江格調領地」でエレベータ81台がそれぞれ稼働しています。

ベトナムの首都ハノイでは、昨年11月に開催されたAPECの会場「ハノイ・ナショナル・コンベンションセンター」でエスカレータ12台が稼働しており、同センターのエスカレータには乗降口で利用者を自動的に感知して、待機走行から通常運転を行う「3次元センサ付き省エネ機能」が装備されています。アラブ首長国連邦・ドバイでは、同国の有力設計事務所“アレニコ”による円柱状のユニークな外観を持つ地上47階建の高級コンドミニウム「ホライズン・タワー」に高速エレベータ5台を納めました。

同じく受注物件では、米国・ニュージャージー州ジャージーシティで、2棟からなる地上48階建の超高層住宅「77ハドソン・ストリート」向けに高速機種を含むエレベータ計11台を納めます。

シンガポールでは、政府住宅開発局が進める超大型プロジェクト「第6次モダニゼーション・プロジェクト」向けに一括受注しました。これは約20年前に設置した700台規模の住宅用エレベータを今後3年かけて、全面リニューアルするものです。

マレーシア・セランゴール州では、東南アジア最大となる大規模商業複合施設「ジャヤ・ジャスコ・ブッキング」向けにエレベータ・エスカレータ・オートウォーク計

79台を納入します。

中国・北京市では、総面積144万㎡の広大な土地に北京の歴史と現代都市の華やかさを融合させる大規模住宅プロジェクト「弘善家園」向けにエレベータ174台を大量受注したほか、南京市では市内を東西に伸びる「南京地下鉄2号線第一期工事」の新駅向けにエスカレータ61台、江西省南昌市では大規模商業施設と地上27階建の高層オフィスビル2棟からなる大型複合ビル「紫金城」向けにエレベータ・エスカレータ・オートウォーク計153台など、中国各地の大規模開発において大量のエレベータ・エスカレータを受注しています。

アラブ首長国連邦・ドバイでは、同国最大手ディベロッパー・ナヒール社が人工島「パーム・ジュメイラ」に建設する超高級コンドミニウム向けにエレベータ30台を納めます。

一方、日本市場における工事完成物件では、東京ベイエリア芝浦アイランド地区の地上49階建超高層タワーマンション「芝浦アイランドグロウタワー」にエレベータ13台を納入しました。東京・赤坂の都心型複合施設「東京ミッドタウン」にはエレベータ24台を納めています。

大阪・難波では店舗やシネマコンプレックスが入居した商業施設「なんばパークス」第2期計画のエスカレータ16台が完成しました。同じく、弁天町の「クロスタワー大阪ベイ」や「ORC200」に隣接する地上41階建の超高層マンション「キングスクエア ランドレックス」にエレベータ5台が設置されています。このほか、全国各地の高層マンションや商業施設などに多数のエレベータ・エスカレータを納入しています。

日本市場の受注物件では、2008年6月開業予定の東京メトロ13号線「副都心線」の6駅にエレベータ21台、東京・秋葉原と茨城県・つくば市を結ぶ都市高速鉄道「つくばエクスプレス」の秋葉原駅前に建設される地上18階建のターミナルビル向けにエレベータ・エスカレータ計16台を受注しました。

大阪市では「高島屋大阪店」新本館向けにエレベータ・エスカレータ計38台、2008年度開業予定の京阪電鉄地下鉄道路線「中之島線」の2駅にエレベータ・エスカレータ計14台を納めます。また、名古屋市内最高層を誇る地上47階建ランドマークマンション「ザ・ライオンズ ミッドキャピタルタワー」向けにエレベータ7台、箱根の中でも由緒ある宮ノ下地区に建設される高級リゾートホテル「エクシブ箱根離宮」向けにエレベータ・エスカレータ計22台を受注しました。このほか、全国各地の大型ショッピングセンター向けにも、数多くのエレベータ・エスカレータを受注しています。

上記の販売活動の結果、当連結会計年度の連結受注高は、国内受注が高層マンションや大型複合商業施設向けなどの堅調な需要により前期比12.5%増加するとともに、中国を始めとする東アジアでの大幅な増加により海外受注が同10.8%増加した結果、1,081億32百万円（前期比11.6%増）となりました。

連結売上高は、東アジアを始めとする海外売上高が為替の円安もあり、前期比23.7%、国内売上高が同4.1%それぞれ増加し、1,047億16百万円（前期比14.3%増）となり、連結

受注高とともに過去最高を記録しました。

受注残高は前期末に比べ8.5%増加し、966億12百万円となりました。

企業集団の部門別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第60期）		前連結会計年度（第59期）	
	(平成18年4月から 平成19年3月まで)	構 成 比	(平成17年4月から 平成18年3月まで)	構 成 比
エレベータ部門	106,242	98.3%	94,171	97.2%
立体駐車設備部門	1,890	1.7	2,757	2.8
合 計	108,132	100.0	96,929	100.0

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第60期）		前連結会計年度（第59期）	
	(平成18年4月から 平成19年3月まで)	構 成 比	(平成17年4月から 平成18年3月まで)	構 成 比
エレベータ部門	102,644	98.0%	88,990	97.1%
立体駐車設備部門	2,071	2.0	2,636	2.9
合 計	104,716	100.0	91,627	100.0

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第60期）		前連結会計年度（第59期）	
	(平成19年3月末現在)	構 成 比	(平成18年3月末現在)	構 成 比
エレベータ部門	95,084	98.4%	87,349	98.1%
立体駐車設備部門	1,528	1.6	1,709	1.9
合 計	96,612	100.0	89,059	100.0

企業集団の国内・海外別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第60期）		前連結会計年度（第59期）	
	（平成18年4月から 平成19年3月まで）	構 成 比	（平成17年4月から 平成18年3月まで）	構 成 比
国 内	48,965	45.3%	43,509	44.9%
海 外	59,167	54.7	53,420	55.1
合 計	108,132	100.0	96,929	100.0

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第60期）		前連結会計年度（第59期）	
	（平成18年4月から 平成19年3月まで）	構 成 比	（平成17年4月から 平成18年3月まで）	構 成 比
国 内	45,701	43.6%	43,915	47.9%
海 外	59,014	56.4	47,711	52.1
合 計	104,716	100.0	91,627	100.0

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第60期）		前連結会計年度（第59期）	
	（平成19年3月末現在）	構 成 比	（平成18年3月末現在）	構 成 比
国 内	40,863	42.3%	37,599	42.2%
海 外	55,749	57.7	51,459	57.8
合 計	96,612	100.0	89,059	100.0

連結損益では、営業利益は、南アジアで減益となったものの、北米・欧州の損失が大きく縮小したことに加え、日本、東アジアが増益となった結果、40億37百万円（前期比

53.3%増)となり、経常利益は金利上昇による受取利息の増加などで金融収支が増加し、47億72百万円(前期比48.5%増)となりました。

特別損益で、滋賀県彦根市の新拠点「ビッグウィング」への移転・統合に伴う旧大阪製作所跡地(大阪府茨木市)の売却益を含む固定資産売却益79億6百万円、旧大阪製作所の除却などによる固定資産除却損6億98百万円および投資有価証券評価損4億69百万円ほかを計上した結果、税金等調整前当期純利益は、前期比97億30百万円増加の114億38百万円となりました。また、税金費用は土地売却益に係る法人税等調整額により前期比増加した結果、当期純利益は前期比62億23百万円増加し、72億45百万円となりました。

### ③企業集団の所在地別セグメント情報

(単位：百万円)

	売 上 高			営 業 利 益		
	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比(%)	当連結会計年度	前連結会計年度	増 減 額
日 本	50,797	48,689	4.3	1,058	506	552
北 米	21,689	17,588	23.3	△ 55	△ 502	446
欧 州	1,702	935	82.1	△ 20	△ 158	137
南アジア	8,754	7,480	17.0	872	1,064	△ 192
東アジア	27,837	21,673	28.4	2,270	1,787	482
小 計	110,781	96,367	—	4,124	2,697	1,427
消 去	△ 6,065	△ 4,740	—	△ 87	△ 62	△ 24
連 結	104,716	91,627	14.3	4,037	2,634	1,402

当連結会計年度の所在地別セグメントの業績では、売上高は、日本で前期比21億8百万円増加しました。手持ち工事が豊富な北米で前期比41億円増加するとともに、住宅・オフィスの需要が旺盛な中国を始めとする東アジアで前期比61億63百万円増加しました。また、営業利益では、日本で前期比5億52百万円、東アジアは前期比4億82百万円それぞれ増加、北米・欧州の損失は北米で前期比4億46百万円、欧州で前期比1億37百万円、それぞれ縮小しましたが、南アジアでは減益を余儀なくされました。

### (2) 設備投資および資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度においてエレベータ部門を中心に、総額47億38百万円の設備投資を実施いたしました。このうち、当社において滋賀県彦根市の本社・商品開発センターを中心に34億88百万円の設備投資を実施し、連結子会社では12億50百万円の設備投資を行いました。

なお、これらの所要資金は自己資金により充当いたしました。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは2007年度から、新しい3ヵ年中期経営計画“Regeneration for Quality”（品質維新）をスタートさせました。当中期経営計画では、品質にこだわり続けるという長期ビジョンの下、「安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応える」、「グローバルで評価されるナンバーワン商品を提供する」、そして「企業体質を革新して、持続的成長基盤を強固にする」という3つのビジョンを掲げております。

このビジョンの下、「ビッグウイング」の本格稼働による開発・設計・調達・生産体制の革新と移転統合による経営の効率化を最大限に発揮する増産体制を敷くと同時に、生産能力拡大に伴う販売およびフィールド体制の更なる強化を図ります。そうして、新たな企業価値の創造と、業界をリードする独創的商品の開発、競争力の高い商品を効率的に生み出すプロセスを実現し、顧客本位の商品ラインアップを充実させ、シェア拡大と収益向上に努めてまいります。

海外市場においても、更なるシェア拡大に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。同時に保守事業については、今後増大するエレベータ・エスカレータの更新需要に対応して、「モダンゼーション事業」の一層の強化を図るとともに、フィールド部門の更なる技術向上により、お客様に信頼され喜ばれるサービスを提供し続けます。

更に、2007年度に予定される耐震設計の改訂基準を満たす商品の提供を行うとともに、大規模災害等発生時の早期復旧体制を確立するため、遠隔監視センター「セーフネットセンター」の強化と、交換用部品の在庫量を拡大する「サービス部品センター」を設立するなど、エレベータに対する社会的責任の増大に対応すべく、社内体制の整備を推進してまいります。

このほか、2006年6月に東京都港区で発生した他社製エレベータでの死亡事故を契機に実施されるエレベータの安全性向上に向けた法改正への対応にも取り組み、今後とも、より安全で安心のできるエレベータ・エスカレータを提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	営業年度	第57期	第58期	第59期	第60期
		(平成15年4月から 平成16年3月まで)	(平成16年4月から 平成17年3月まで)	(平成17年4月から 平成18年3月まで)	(当連結会計年度) (平成18年4月から 平成19年3月まで)
受 注 高(百万円)		93,571	93,488	96,929	108,132
売 上 高(百万円)		93,237	92,704	91,627	104,716
経 常 利 益(百万円)		3,681	4,203	3,214	4,772
当期純利益(百万円)		1,385	1,896	1,021	7,245
1株当たり当期純利益(円)		14.26	20.20	10.58	77.32
総 資 産(百万円)		102,213	101,967	115,970	122,889
純 資 産(百万円)		53,866	54,540	60,553	71,786
1株当たり純資産額(円)		574.52	582.37	646.41	713.27

(注) 1. 当社は第58期連結会計年度から「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しています。したがって、第57期の数値については同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものです。

2. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。

第57期…売上高は、香港子会社が決算期の変更に伴い9ヵ月決算となった影響や北米での減少により、前期比4.8%の減収となりました。利益面につきましては、香港子会社の決算期変更の影響や中国での鋼材価格の上昇などで東アジアの営業利益が減少し、経常利益では、市場金利低下による資金運用益の縮小も加わり、前期比17.3%減となりました。

第58期…売上高は、香港の子法人等で前期（9ヶ月）の決算期変更の影響がなくなるとともに、住宅・オフィスの需要が旺盛な中国で伸長したことにより東アジアで前期比29.4%増加した反面、合理化を進める米国子会社が大きく減少した影響等で前期比0.6%の減収となりました。利益面につきましては、北米と南アジアでは厳しい市場価格や原材料価格の高騰により減益を余儀なくされ、営業利益は微増にとどまり、経常利益では、金融収支の改善や期前半での円安による為替差益もあり、前期比14.2%増となりました。

第59期…売上高は北米、南アジア、東アジアで増加した反面、国内売上高が前期比9.3%減少した結果、前期比1.2%減収となりました。利益面につきましては、欧州の損失は改善したものの、売上高減少の日本、競争激化や原材料価格上昇の浸透などによる南アジアで営業利益は減少し、経常利益では、金利上昇に伴う受取利息の増加などで金融収支が改善したものの前期比23.5%減にとどまりました。

第60期…前記の「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

#### (5) 重要な親会社および子会社

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジテック アメリカ INC.	37,250千米ドル	100.00%	各種電気輸送機およびその部品の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック カナダ INC.	18,000千カナダドル	100.00%	各種電気輸送機およびその部品の販売、据付、保守、修理
フジテック (HK) CO., LTD.	24,300千ホンコンドル	100.00%	各種電気輸送機およびその部品の製造、販売、据付、保守、修理
華昇富士達電梯有限公司	182,642千人民元	60.00%	〃
上海華昇富士達扶梯有限公司	98,763千人民元	60.00%	〃
富士達股份有限公司	75,000千ニュータイワンドル	73.33%	〃
フジテック コリア CO., LTD.	12,920,000千ウオン	99.07%	〃
フジテック シンガポール CORPN. LTD.	8,200千シンガポールドル	71.00%	〃
フジテック ドイツ GmbH	409千ユーロ	100.00%	各種電気輸送機およびその部品の販売、据付、保守、修理
フジテック UK LTD.	7,350千スターリングポンド	100.00%	〃

## ③ 企業結合の成果

連結対象子会社は、前記に掲げた重要な子会社10社を含む16社であります。

当期の連結売上高は、1,047億16百万円となり、前期に比べ14.3%の増収となりました。

また、連結当期純利益は、旧大阪製作所跡地（大阪府茨木市）土地売却益などの影響により72億45百万円（前期比609.0%増）となりました。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、当社および関係会社28社（うち、連結子会社16社）により構成され、エレベータ、エスカレータ、オートウォーク、立体駐車設備の専門メーカーとして生産、販売、据付、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

日本国内では当社が2つの生産拠点を有し、エレベータ、エスカレータ、立体駐車設備等を生産するとともに、世界市場においては、グループ法人等が北米、東アジア、南アジアに8つの生産拠点を有して、エレベータ、エスカレータを生産しています。また、日本および海外全グループ法人等の販売拠点において、これら製品の販売、据付、保守活動を営んでいます。

### (7) 主要な営業所および工場

当 社	本 店	滋賀県彦根市宮田町591番地 1
	営 業 拠 点	東京支社（東京都品川区）、大阪支社（大阪市） 北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、横浜支店（横浜市） 北関東支店（さいたま市）、東関東支店（千葉市）、名古屋支店（名古屋市） 北陸支店（金沢市）、京都支店（京都市）、神戸支店（神戸市） 広島支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）他全国営業所
	生 産 拠 点	本社製作所（彦根市）、日高製作所（兵庫県豊岡市）
	研究開発拠点等	商品開発センター（彦根市） フィールド技術研究所、フィールド研修センター（茨木市）
子 会 社	海外生産拠点	フジテック アメリカ INC.（米国） フジテック シンガポール CORPN. LTD.（シンガポール） フジテック（HK）CO., LTD.（香港） 富士達股份有限公司（台湾） フジテック コリア CO., LTD.（韓国） 華昇富士達電梯有限公司（中国） 上海華昇富士達扶梯有限公司（中国）他 1 拠点
	海外営業拠点	フジテック カナダ INC.（カナダ）、フジテック UK LTD.（英国）、 フジテック ドイツ GmbH（ドイツ）他12拠点
	研究開発拠点	上海富士達電梯研発有限公司（中国）
	調 達 拠 点	富士達電梯配件（上海）有限公司（中国）

## (8) 従業員の状況

### ①企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
7,139名	204名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

### ②当社の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
2,532名	3名減	38.3才	16.8年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

## (9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金額
株式会社りそな銀行	2,790
フジテック(HK) CO., LTD.	2,673
株式会社みずほコーポレート銀行	1,890
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,672

百万円

(注) フジテック(HK) CO., LTD. は当社の連結子会社であります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数……………300,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数（自己株式153,577株を除く）……………93,613,740株  
 (3) 株主数……………3,805名  
 (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	10,025	10.71
メロン・バンク・トリーティー・クライアンツ・オムニバス	8,237	8.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,782	6.18
富士電機ホールディングス株式会社	5,089	5.44
シージーエムエル・ロンドン・エクイティ	4,674	4.99
クレディット・スイス・チューリッヒ	4,545	4.86
株 式 会 社 り そ な 銀 行	4,203	4.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,710	3.96
ノーザン・トラスト・カンパニー (エイブイエフシー)	2,255	2.41
アカウント・ノン・トリーティー		
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・ インターナショナル・リミテッド	2,039	2.18

- (注) 1. 出資比率は、自己株式（153,577株）を除いて計算しています。  
 2. 当期中において次の法人から証券取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出があり、次のとおり株式を保有している旨報告を受けていますが、当期末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。  
 その大量保有（変更）報告書の内容は次のとおりです。

保 有 者	保有株券等の数および保有割合
ダルトン・インベストメンツLLC	14,493千株 15.46% (平成18年6月9日現在)
トゥイーディー・ブラウン・カンパニーLLC	7,255千株 7.74% (平成13年12月31日現在)
モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド他 (連名6社)	3,443千株 3.67% (平成19年3月30日現在)

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役

氏名	会社における地位	担当および他の法人等の代表状況
大谷謙治	取締役会長	
内山高一	取締役社長 (代表取締役)	営業本部長
住本彰	取締役	生産本部長
河合正和	取締役	中国担当兼華昇富士達電梯有限公司総経理
関口岩太郎	取締役	東アジア担当 兼フジテック (HK) CO., LTD. 代表取締役社長 兼富士達股份有限公司董事長
原田勝弘	取締役	米州担当兼 フジテック アメリカ INC. 取締役社長
沢邦彦	取締役	富士電機ホールディングス株式会社相談役
田矢友三	監査役	常勤
黒石富久	監査役	税理士
門間進	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役 沢 邦彦氏は、社外取締役です。  
2. 監査役 黒石富久、門間 進の両氏は、社外監査役です。  
3. 当該事業年度中の異動は、次のとおりです。  
(就任) 取締役 沢 邦彦氏は平成18年6月28日開催の第59期定時株主総会において選任され、就任いたしました。  
(退任) 取締役 武田邦靖氏は平成18年6月28日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。  
4. 決算期後における取締役の担当業務の変更は次のとおりです。(平成19年4月1日付)  
取締役 関口岩太郎 中国担当兼東アジア担当兼フジテック (HK) CO., LTD. 代表取締役社長兼富士達股份有限公司董事長  
取締役 河合 正和 華昇富士達電梯有限公司総経理  
5. 監査役 黒石富久氏は、税理士の資格を有しています。  
6. 監査役 門間 進氏は、弁護士の資格を有しています。

## (2) 社外役員に関する事項

### ① 他の会社との兼任状況

区分	氏名	兼任先会社名	兼任の内容
取締役	沢 邦彦	富士通株式会社	取締役
		月島機械株式会社	取締役
監査役	黒石 富久	株式会社アスクプランニングセンター	取締役
		中山福株式会社	監査役

### ② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	沢 邦彦	当事業年度開催の取締役会には選任後全回に出席し、主に経営全般に渡り議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
監査役	黒石 富久	当事業年度開催の取締役会、監査役会には全回に出席し、主に会計、税務の見地から必要に応じて発言を適宜行っています。
監査役	門 間 進	当事業年度開催の取締役会、監査役会には全回に出席し、主に弁護士としての専門の見地から必要に応じて発言を適宜行っています。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	446百万円 (3百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28百万円 (8百万円)
合計	10名	475百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 支給額には、平成19年6月27日開催の第60期定時株主総会に提出の「役員賞与支給の件」が承認されるものとして、取締役および監査役の賞与を含めています。
3. 支給額には、平成19年6月27日開催の第60期定時株主総会に提出の「退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」が承認されるものとして、退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金ならびに打切り支給の額を含めています。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有恒監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法における監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社であるフジテック (HK) CO., LTD.他7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士 (又は監査法人) の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が会社法・公認会計士法等法令に違反、抵触し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、総務本部長を委員長とし、「コンプライアンス委員会」を設置している。

コンプライアンスの推進については、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を制定し、役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導している。これらの活動は、定期的に取り締役会および監査役会に報告される。

また、当社は、役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついた場合、直属の上司または総務担当部署に連絡、相談できる体制が取られている。また、直接法令違反等の疑義がある行為等を通報できることを保障する相談・通報体制「フジテック・ホットライン」を設けている。

当社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

## (2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

当社は、ISO9001の認証を取得しており、その認証基準に合致した社内規程に基づき、文書等の保存を行っている。

取締役および監査役は、同規程に基づき作成されたこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

また、情報の管理については、個人情報保護法を充分考慮した「情報セキュリティポリシー」を定めて対応する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として、社長が委員長である「リスクマネジメント委員会」を設けている。下部組織として、「リスクマネジメント運営委員会」を設け、全社的な立場から、指導、監査を行っている。

平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等により、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「危機管理規程」とその関連規程に基づき、総務本部長または関係本部長を本部長とする「対策本部」が統括して危機管理にあたる。

更に新会社法、および金融商品取引法に適應できる当社に最適な内部統制システムを構築することを目的に、財務リスク委員会、情報セキュリティ委員会等を設置し、リスクに対する検討・評価を行っている。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、経営の透明性、客観性を確保し、取締役会のチェック機能を強化するため、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用している。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、執行役員の任期を1年としている。

社内ネットワークを活用し、取締役および執行役員専用のWeb、フォーラムを開設し、経営上重要な情報を迅速に伝達するとともに、意見交流を図っている。これらの重要な情報は所管部門により定期的に更新される。遠隔地に勤務する取締役および執行役員間の情報交流についてはTV会議を活用している。

業務の執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、取締役会の承認を得た上で全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する責任を負う。

## (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グローバルの主要市場ごとに担当執行役員を配置し、担当するグループ法人において法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、横断的にこれらの体制を推進し、管理することで、当社企業グループの統括を行う体制としている。

グループ会社の経営については、その市場特性に対応した自主性を尊重しつつ、事業計画と実績の定期的な報告と必要に応じて検証を行っている。また、あらかじめ定められた規程に基づき、重要案件についての事前協議を行っている。

グローバル法人に関しては、3年を1サイクルとして全法人の状況を確認することを目的として、監査実施する計画としている。内部監査については、内部監査組織を設置する。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は監査役の職務補助のため専任スタッフを監査役室に置いている。当該使用人の人事に関する評価等は、人事担当役員が常勤監査役に事前通知するなど、恣意的な評価を防止し取締役からの独立性を確保している。

**(7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役は、法定の事項に加えて、全社的（当社およびグループ会社）に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況およびその内容を監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査役は、会計監査人から会計監査の方針と実施内容について定期的に説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

## 連結貸借対照表

平成19年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>75,832</b>	<b>流動負債</b>	<b>42,521</b>
現金及び預金	23,317	支払手形及び買掛金	12,537
受取手形及び売掛金	29,984	短期借入金	13,140
有価証券	0	未払法人税等	806
たな卸資産	16,964	賞与引当金	1,229
繰延税金資産	468	役員賞与引当金	36
その他	5,533	工事損失引当金	1,123
貸倒引当金	△ 435	完成工事補償引当金	25
		前受金	6,160
		その他	7,463
<b>固定資産</b>	<b>47,056</b>	<b>固定負債</b>	<b>8,580</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>29,108</b>	長期借入金	1,800
建物及び構築物	16,432	繰延税金負債	1,584
機械装置及び運搬具	3,351	退職給付引当金	4,754
工具、器具及び備品	1,880	役員退職慰労引当金	437
土地	6,963	長期未払金	5
建設仮勘定	480		
		<b>負債合計</b>	<b>51,102</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,166</b>	<b>純資産の部</b>	
のれん	2,237	<b>株主資本</b>	<b>74,615</b>
その他	1,929	資本金	12,533
		資本剰余金	14,565
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,782</b>	利益剰余金	47,622
投資有価証券	8,708	自己株式	△ 106
長期貸付金	1,931	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△ 7,837</b>
繰延税金資産	68	その他有価証券評価差額金	2,917
その他	3,398	繰延ヘッジ損益	0
貸倒引当金	△ 324	為替換算調整勘定	△ 10,755
		<b>少数株主持分</b>	<b>5,008</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>71,786</b>
<b>資産合計</b>	<b>122,889</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>122,889</b>

## 連結損益計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		104,716
売 上 原 価		85,172
売 上 総 利 益		19,543
販売費及び一般管理費		15,506
営 業 利 益		4,037
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	872	
受 取 配 当 金	149	
為 替 差 益	169	
雑 収 入	347	1,538
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	487	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	109	
雑 損 失	206	803
経 常 利 益		4,772
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,906	
減 損 損 失 戻 入 益	38	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	7,946
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	11	
固 定 資 産 除 却 損	698	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	469	
本 社 お よ び 工 場 移 転 費 用	101	1,279
税金等調整前当期純利益		11,438
法人税、住民税及び事業税	878	
法人税等調整額	2,769	3,647
少数株主利益		545
当 期 純 利 益		7,245

## 連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成18年3月31日残高	12,533	14,565	41,344	△ 93	68,349
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)			△ 468		△ 468
剰余金の配当			△ 468		△ 468
役員賞与(注1)			△ 26		△ 26
従業員奨励及び福利基金(注2)			△ 4		△ 4
当期純利益			7,245		7,245
自己株式の取得				△ 12	△ 12
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	6,278	△ 12	6,265
平成19年3月31日残高	12,533	14,565	47,622	△ 106	74,615

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等 計		
平成18年3月31日残高	3,676	—	△ 11,472	△ 7,796	4,595	65,149
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注1)						△ 468
剰余金の配当						△ 468
役員賞与(注1)						△ 26
従業員奨励及び福利基金(注2)						△ 4
当期純利益						7,245
自己株式の取得						△ 12
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 759	0	717	△ 41	413	372
連結会計年度中の変動額合計	△ 759	0	717	△ 41	413	6,637
平成19年3月31日残高	2,917	0	△ 10,755	△ 7,837	5,008	71,786

- (注) 1. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。  
2. 在外子会社による当該国の法令に基づく利益処分項目です。

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

主要な連結子会社の名称：フジテック (HK) CO., LTD. (香港)  
フジテック シンガポール CORPN. LTD. (シンガポール)  
フジテック アメリカ INC. (米国)  
華昇富士達電梯有限公司 (中国)

(2) 非連結子会社の数 11社

主要な非連結子会社の名称：フジテック アルゼンチーナ S.A. (アルゼンチン)  
非連結子会社につきましては、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 0社

(2) 持分法を適用した関連会社の数 0社

持分法を適用していない非連結子会社(フジテック アルゼンチーナ S.A. 他)および関連会社(フジテック サウジアラビア CO., LTD.)は当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

### 4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

非連結子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価基準  
その他有価証券

・時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法により算定)

・時価のないもの……移動平均法による原価基準

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

主として個別法または総平均法による原価基準によっていますが、一部の在外連結子会社では、先入先出法による低価基準によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用していますが、一部の在外連結子会社は定額法を採用しています。

ただし、当社では、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3)重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ②賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ③役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ④工事損失引当金……………一部在外連結子会社では、工事損失の発生が明確になった年度に、その見積額を計上しています。
- ⑤退職給付引当金……………当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。また、一部の在外連結子会社では、期末の要支給額を計上しています。
- ⑥役員退職慰労引当金…当社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。なお、当社は役員退職慰労金制度を当連結会計年度の決算期に関する定時株主総会の終結時をもって廃止することとし、在任期間に対応する退職慰労金については、打ち切り支給する旨の議案が同株主総会に付議される予定です。

(4)重要な外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外連結子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円換算し、収益および費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しています。

(5)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については、主として通常の売買取引に準じた会計処理によっています。

(6)ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を財務本部にて行っており、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクおよび金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①売上高の計上基準

主として工事完成基準によっていますが、一部の在外連結子会社では長期請負工事について、工事進行基準によっています。

②消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

6. 会計処理の変更

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日) を適用しています。  
従来の資本の部の合計に相当する金額は66,776百万円です。

(2) 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日) を適用しています。  
この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が、36百万円減少しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産

土地	425百万円
建物及び構築物	1,378百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	418百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,155百万円

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。

(借入金保証)

フジテックエジプト CO., LTD.	17百万円
---------------------	-------

4. 連結会計年度末日満期手形

満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。

なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が連結会計年度末残高に含まれています。

受取手形	170百万円
支払手形	24百万円
設備支払手形	485百万円

**連結株主資本等変動計算書に関する注記**

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	93,767,317	—	—	93,767,317

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	468	5.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月10日 取締役会	普通株式	468	5.00	平成18年9月30日	平成18年12月6日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	655	利益剰余金	7.00	平成19年3月31日	平成19年6月28日

**1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	713円27銭
1株当たり当期純利益	77円32銭

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月7日

フジテック株式会社  
取締役会 御中

有恒監査法人

代表社員 公認会計士 大掛勝之 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 洲崎篤史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジテック株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 監査役会の連結計算書類に係る監査報告の内容は、監査役会の監査報告書 謄本(37頁)に含まれております。



# 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		50,797
売 上 原 価		40,356
売 上 総 利 益		10,441
販売費及び一般管理費		9,382
営 業 利 益		1,058
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	136	
受 取 配 当 金	1,650	
為 替 差 益	137	
雑 収 入	118	2,043
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	214	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	109	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	366	
雑 損 失	107	796
経 常 利 益		2,305
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,842	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	7,843
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	10	
固 定 資 産 除 却 損	648	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	469	
本 社 お よ び 工 場 移 転 費 用	101	1,229
税 引 前 当 期 純 利 益		8,919
法人税、住民税及び事業税	359	
法 人 税 等 調 整 額	3,078	3,437
当 期 純 利 益		5,481

## 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					配当準備積立金	研究開発積立金	建物圧縮積立金	土地圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金
平成18年3月31日残高	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	96	201	—	12
事業年度中の変動額										
建物圧縮積立金の取崩(注)							△	4		
固定資産圧縮積立金の積立									3,488	
固定資産圧縮積立金の取崩									△	85
固定資産圧縮積立金振替							△	91	△	201
特別償却準備金の取崩(注)										△
特別償却準備金の取崩										△
剰余金の配当(注)										
剰余金の配当										
役員賞与(注)										
当期純利益										
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△	96	△	201
平成19年3月31日残高	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	—	—	3,696	△

	株主資本				評価・換算差額等				純資産合計	
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッ益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	剰余金							
	別途積立金									繰越利益剰余金
平成18年3月31日残高	9,700	1,345	14,393	△	93	41,398	3,676	—	3,676	45,075
事業年度中の変動額										
建物圧縮積立金の取崩(注)		4	—			—				—
固定資産圧縮積立金の積立		△	3,488	—		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		85	—			—				—
固定資産圧縮積立金振替		—	—			—				—
特別償却準備金の取崩(注)		3	—			—				—
特別償却準備金の取崩		3	—			—				—
剰余金の配当(注)		△	468	△	468	△	468			△
剰余金の配当		△	468	△	468	△	468			△
役員賞与(注)		△	26	△	26	△	26			△
当期純利益		5,481	5,481			5,481				5,481
自己株式の取得				△	12	△	12			△
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						△	759	0	△	758
事業年度中の変動額合計	—	1,128	4,519	△	12	4,506	△	759	0	△
平成19年3月31日残高	9,700	2,473	18,912	△	106	45,905	2,916	0	2,917	48,822

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準および評価方法  
子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価基準  
その他有価証券  
・時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法により算定）  
・時価のないもの ……移動平均法による原価基準
  - (2) デリバティブ ……時価法
  - (3) たな卸資産の評価基準および評価方法  
半製品、原材料および貯蔵品…総平均法による原価基準  
製品、仕掛品および仕掛工事…個別法による原価基準
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 ……定率法を採用しています。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しています。また、取得額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しています。
  - (2) 無形固定資産 ……定額法を採用しています。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金 ……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
  - (2) 賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
  - (3) 役員賞与引当金 ……役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
  - (4) 完成工事補償引当金 ……完成工事の無償補償費に充てるため、完成売上高の1/1,000相当額を計上しています。
  - (5) 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際の翌事業年度から費用処理することとしています。
  - (6) 役員退職慰労引当金 ……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。  
なお、役員退職慰労金制度を当事業年度の決算期に関する定時株主総会の終結時をもって廃止することとし、在任期間に対応する退職慰労金については、打切り支給する旨の議案が同株主総会に付議される予定です。
4. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権および金銭債務は期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しています。

5. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
6. ヘッジ会計の方法
  - (1)ヘッジ会計の方法  
原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。
  - (2)ヘッジ手段とヘッジ対象
 

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建営業債権
金利スワップ	借入金
  - (3)ヘッジ方針  
デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を財務本部にて行っており、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
  - (4)ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。
7. 消費税等の会計処理………消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 会計処理の変更

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準  
当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しています。  
従来の資本の部の合計に相当する金額は48,821百万円です。
2. 役員賞与に関する会計基準  
当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しています。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、36百万円減少しています。

## 表示方法の変更

### 未収入金の区分掲記

従来、貸借対照表の流動資産「その他」に含めて表示していた「未収入金」は、当事業年度から区分掲記しています。

## 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務  
短期金銭債権 4,327百万円  
長期金銭債権 1,278百万円  
短期金銭債務 81百万円  
長期金銭債務 2,673百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,615百万円
3. 保証債務  
他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。  
(借入金保証)  
フジテック アメリカ INC. 3,954百万円  
フジテック カナダ INC. 687百万円  
フジテック エジプト CO., LTD. 17百万円  
4,659百万円  
(その他支払保証)  
フジテック カナダ INC. 22百万円  
フジテック ドイツ GmbH 2百万円  
25百万円
4. 期末日満期手形  
満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。  
なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が期末残高に含まれていません。  
受取手形 170百万円  
支払手形 24百万円  
設備支払手形 485百万円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	4,536百万円
仕入高	735百万円
営業取引以外の取引高	1,794百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	137,726	15,851	—	153,577

(注) 普通株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	3,625百万円
退職給付引当金	1,741百万円
関係会社出資金評価損	989百万円
賞与引当金	400百万円
繰越外国税額控除	189百万円
未取ロイヤリティ	184百万円
役員退職慰労引当金	178百万円
貸倒引当金	100百万円
その他	186百万円
繰延税金資産 合計	7,595百万円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△ 2,000百万円
租税特別措置法上の積立金	△ 2,539百万円
繰延ヘッジ損益	△ 0百万円
繰延税金負債 合計	△ 4,541百万円
繰延税金資産の純額	3,054百万円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### 1. 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	762百万円	532百万円	229百万円
工具、器具及び備品	319百万円	212百万円	107百万円
合計	1,082百万円	745百万円	336百万円

### 2. 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額	
1年内	130百万円
1年超	206百万円
合計	336百万円

### 3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	139百万円
減価償却費相当額	139百万円

### 4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 有する会社 等(注1)	株式会社 ウチヤマ・ インター ナショナル	被所有 直接 10.71	土地、建物の 賃貸借 当社による貸付 役員の兼任 2人	土地、建物等の賃貸借(注2)	211	敷金	73
				資金の貸付け(注3)	—	長期貸付金	1,900
				利息の受取(注3)	21	—	—

- (注) 1. 当社の代表取締役社長 内山高一およびその近親者が議決権の100%を直接所有しています。  
 2. 賃貸料については、近隣の取引価格を参考にして決定しています。  
 3. 資金の貸付けは、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間5年(当初2年から契約変更)、期日一括返済としています。  
 なお、当事業年度において、一部長期貸付金の期日前回収を行っています。

### 2. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	フジテック アメリカ INC.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 当社による貸付、借入保証 役員の兼任等 3人 (うち、当社従業員1人)	資金の貸付け(注1)	683	短期 貸付金	1,888
				債務保証 (注2)	3,954	—	—
子会社	フジテック UK LTD.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 当社による貸付 役員の兼任等 2人 (うち、当社従業員1人)	資金の 貸付け (注3)	42	長期 貸付金	1,265
子会社	フジテック (HK) CO., LTD.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 当社の借入 役員の兼任等 3人 (うち、当社従業員1人)	資金の借入 (注4)	—	長期 借入金	2,673
				利息の支払 (注4)	100	未 払 費用	1

- (注) 1. 資金の貸付けは、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年、期日一括返済としています。  
 2. 銀行借入につき、債務保証を行ったもので、保証料は受領していません。  
 3. フジテック UK LTD.への貸付けについては、同社が債務超過に陥っていることを勘案し、無利息、無期限としています。  
 4. 資金の借入は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3年、期日一括返済としています。なお、担保は提供していません。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	521円54銭
1株当たり当期純利益	58円55銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

- (注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月7日

フジテック株式会社  
取締役会 御中

有恒監査法人

代表社員 公認会計士 大掛勝之 ⑩  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 洲崎篤史 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジテック株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有恒監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有恒監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月9日

フジテック株式会社 監査役会

常勤監査役	田 矢 友 三	ⓐ
監査役	黒 石 富 久	ⓑ
監査役	門 間 進	ⓒ

(注) 監査役 黒石富久及び監査役 門間 進は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当金に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題と捉え、企業基盤の長期的安定を図る内部留保とのバランスを考慮した適切な配分を基本方針としております。

この方針のもと、経営効率の更なる向上と経営のスピード化を図るため滋賀県彦根市へ本社・生産機能を移転・統合し、これに伴い、旧大阪製作所（大阪府茨木市）の跡地の一部を売却いたしました。

それらの結果、当連結会計年度において連結純利益72億45百万円を計上することとなりました。このため、期末配当金につきまして、利益の一部を株主の皆様へ還元することとし、普通配当5円に特別配当2円を加え1株につき7円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として1株につき5円をお支払しておりますので、年間配当金は1株につき12円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額655,296,180円

〔うち普通配当 特別配当〕	5円
	2円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月28日

#### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため2名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	大谷謙治 (昭和18年12月3日)	昭和49年4月 当社入社 昭和52年12月 当社取締役 昭和53年12月 当社常務取締役 昭和55年10月 当社専務取締役 昭和56年12月 当社取締役副社長 昭和58年11月 当社代表取締役副社長 平成10年4月 当社代表取締役社長 平成14年6月 当社代表取締役会長 平成17年6月 当社取締役会長、現在に至る	21,099株
2	内山高一 (昭和26年7月16日)	昭和51年4月 当社入社 昭和53年12月 当社取締役 昭和56年12月 当社常務取締役 平成元年11月 当社専務取締役 平成4年6月 当社代表取締役副社長 平成12年6月 当社代表取締役会長 平成14年6月 当社代表取締役社長、現在に至る 平成17年7月 当社執行役員社長、現在に至る 平成18年4月 当社営業本部長、現在に至る (他の会社の代表状況) (フジテック アメリカ INC. 代表取締役)	507,721株
3	住本彰 (昭和22年2月19日)	昭和46年4月 当社入社 昭和63年12月 当社取締役 平成6年4月 当社常務取締役 平成11年10月 当社取締役辞任 平成13年6月 当社取締役、現在に至る 平成16年6月 当社子会社上海富士達電梯研発有限公司総経理 平成17年7月 当社専務執行役員 平成17年7月 当社総合企画本部長 平成18年4月 当社生産本部長 平成19年4月 当社執行役員副社長、現在に至る 平成19年6月 当社生産本部長兼エスカレータ事業部担当、現在に至る	10,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
4	関口岩太郎 (昭和21年10月22日)	昭和49年4月 当社入社 平成6年4月 当社子会社富士達股份有限公司総 経理 平成13年6月 当社取締役、現在に至る 平成16年6月 当社子会社フジテック (HK) CO., LTD. 代表取締役社長、現在に至る 平成17年7月 当社グローバル執行役員 東アジ ア担当 平成18年6月 当社子会社富士達股份有限公司董 事長、現在に至る 平成19年4月 当社執行役員副社長、中国担当兼 東アジア担当、現在に至る	3,100株
5	原田勝弘 (昭和22年7月23日)	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役、現在に至る 平成16年12月 当社子会社フジテックアメリカ INC. 取締役社長、現在に至る 平成17年7月 当社グローバル執行役員 米州担 当 平成19年4月 当社専務執行役員、現在に至る	4,686株
6	沢 邦彦 (昭和11年6月3日)	昭和34年4月 富士電機製造株式会社入社 昭和62年6月 富士電機株式会社取締役 平成3年6月 同社常務取締役 平成6年6月 同社専務取締役 平成7年6月 同社代表取締役副社長 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成15年10月 富士電機ホールディングス株式会 社代表取締役社長 平成18年6月 同社相談役、現在に至る 平成18年6月 当社取締役、現在に至る	0株
7	* 松原敏之 (昭和20年11月6日)	昭和43年4月 当社入社 平成11年10月 当社執行役員 平成16年7月 当社常務執行役員 平成16年7月 当社営業本部東日本担当兼東京支 社社長 平成17年4月 当社総務本部長 平成19年4月 当社専務執行役員、現在に至る 平成19年4月 当社総務本部長兼安全統括本部長 兼パーキング事業部担当、現在に 至る	2,261株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
8	* 花川 泰雄 (昭和20年2月3日)	昭和43年3月 慶応義塾大学経済学部卒業 昭和43年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成4年6月 株式会社日本長期信用銀行証券運用企画部長 平成9年6月 第一証券株式会社常務取締役 平成10年6月 ニッセイアセットマネジメント株式会社常務取締役 平成15年9月 名古屋商科大学総合経営学部教授 平成16年4月 名古屋商科大学会計ファイナンス学部教授、現在に至る	0株
9	* 稲葉 和夫 (昭和26年6月8日)	昭和50年3月 神戸大学経済学部卒業 昭和53年3月 神戸大学大学院修了 昭和53年4月 高知大学人文学部経済学科助手 昭和56年4月 高知大学人文学部経済学科助教授 昭和61年4月 立命館大学経済学部助教授 平成5年4月 立命館大学経済学部教授、現在に至る	0株

- (注)
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - \*印は新任候補者であります。
  - 候補者のうち、沢 邦彦、花川泰雄、稲葉和夫の各氏は、社外取締役の候補者であります。
  - 社外取締役の選任理由および独立性について  
沢 邦彦氏につきましては、長年にわたり富士電機株式会社（現、富士電機ホールディングス株式会社）の経営に携わり、その経歴を通じて培ってきた経験と同社役員としての経営経験を当社の経営全般について助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年間であります。

花川泰雄および稲葉和夫の両氏につきましては、上記の「略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況」の欄に記載のとおり、これまでの金融関係等での幅広い見識と大学教授としての専門的な知識・経験を生かし、当社経営全般に助言いただくことで、当社経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	* 河合正和 (昭和17年6月12日)	昭和55年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成11年4月 当社子会社華昇富士達電梯有限公司総経理、現在に至る 平成11年10月 当社取締役辞任 平成13年6月 当社取締役、現在に至る 平成17年7月 当社グローバル執行役員 中国担当 平成19年6月 当社取締役退任予定 平成19年6月 当社子会社華昇富士達電梯有限公司総経理、退任予定	2,100株
2	門間進 (昭和6年2月5日)	昭和36年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 平成15年6月 当社監査役、現在に至る	0株
3	* 中野正信 (昭和22年2月6日)	昭和44年3月 早稲田大学第一商学部卒業 昭和45年8月 監査法人中央会計事務所(現みすず監査法人)入所 昭和50年10月 公認会計士登録、現在に至る 平成元年8月 中央新光監査法人(現みすず監査法人)代表社員 平成12年9月 中野正信公認会計士事務所開設、現在に至る 平成14年10月 税理士登録、現在に至る 平成17年3月 税理士法人T A S設立、代表社員、現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. \*印は新任候補者であります。  
 3. 候補者 門間 進および中野正信の両氏は、社外監査役の候補者であります。  
 4. 社外監査役の選任理由および独立性について  
 門間 進氏につきましては、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
 また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年間です。

中野正信氏につきましては、公認会計士、税理士としてこれまで培われた豊富な経験と高い見識を有しておられ、当社社外監査役として独立した立場から助言、指導を得て監査体制のさらなる強化と充実が図れるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

#### 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役河合正和氏ならびに本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任される監査役田矢友三氏および黒石富久氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
河合正和	平成13年6月 当社取締役、現在に至る
田矢友三	平成9年6月 当社監査役、現在に至る
黒石富久	平成12年6月 当社監査役、現在に至る

また、当社は、平成19年2月9日開催の取締役会において、経営改革の一環として役員退職慰労金制度を本定時株主総会の終結の時をもって廃止する旨決議いたしました。

これに伴い、第2号議案および第3号議案をご承認いただくことを条件として重任する取締役6名ならびに監査役1名に対し、就任時から本定時株主総会終結までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で打切り支給することとし、その支給の時期は当該取締役および当該監査役の退任時といたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
大谷謙治	昭和52年12月 当社取締役
	昭和53年12月 当社常務取締役
	昭和55年10月 当社専務取締役
	昭和56年12月 当社取締役副社長
	昭和58年11月 当社代表取締役副社長
	平成10年4月 当社代表取締役社長
	平成14年6月 当社代表取締役会長
	平成17年6月 当社取締役会長、現在に至る

氏名	略歴
内山高一	昭和53年12月 当社取締役 昭和56年12月 当社常務取締役 平成元年11月 当社専務取締役 平成4年6月 当社代表取締役副社長 平成12年6月 当社代表取締役会長 平成14年6月 当社代表取締役社長、現在に至る
住本彰	昭和63年12月 当社取締役 平成6年4月 当社常務取締役 平成11年10月 当社取締役辞任 平成13年6月 当社取締役、現在に至る
関口岩太郎	平成13年6月 当社取締役、現在に至る
原田勝弘	平成13年6月 当社取締役、現在に至る
沢邦彦	平成18年6月 当社取締役、現在に至る
門間進	平成15年6月 当社監査役、現在に至る

### 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年6月27日開催の第53期定時株主総会において、「月額30百万円以内」、監査役の報酬額は平成9年6月27日開催の第50期定時株主総会において「月額5百万円以内」とそれぞれご承認をいただき今日に至っております。

本年2月9日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止および業績連動型報酬制度の拡大を図り、役員賞与制度の整備を決議いたしました。また、企業会計基準委員会から「役員賞与に関する会計基準」が公表され、役員賞与は発生した会計期間の費用として処理されること、および会社法の改正により賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益はその名目を問わず報酬等と整理されたことから、前期まで利益処分案にてご承認をいただいております。また当期においては役員賞与議案としてご承認をいただく予定の役員賞与相当額も、来期以降は、報酬額の中から支払うことを可能とするとともに、その機動的な運用を図る制度といたしたいと存じます。

取締役報酬額につきましては、月額による定めを年額に変更するとともに、従来の賞与支給実績および当社の業績その他の事情を総合的に勘案して合理的に算出した役員賞与分の上限額を合算して「一事業年度あたり5億円以内（うち社外取締役分は年額34百万円以内）」とし、監査役の報酬額につきましては、月額による定めを年額に変更し「一事業

年度あたり60百万円以内」と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査役は3名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役3名となります。

#### **第6号議案 役員賞与支給の件**

当期における取締役7名及び監査役3名に対し、前期に比べて増益となりました当事業年度の業績及び従来の役員賞与支給額その他の事情を総合的に勘案して、総額36,000,000円（取締役分30,500,000円（うち社外取締役分1,000,000円）、監査役分5,500,000円）を支給いたしたいと存じます。

なお、取締役の賞与額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の賞与は含まないものといたします。

また、各氏に対する具体的な金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

#### **第7号議案 当社株式の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）継続の件**

当社は、平成19年5月11日開催の当社取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入しておりますが、大規模買付ルールは、本定時株主総会開催日である平成19年6月27日をもってその有効期間が満了いたしました。

そこで、当社は、本議案におきまして、大規模買付ルールを本定時株主総会開催日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時まで継続することにつき、ご承認をお願いすることといたしました。

当社におきましては、今後も当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同利益の確保・向上に向けた施策を推し進めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒本議案をご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### **I 会社支配に関する基本方針について**

当社は1948年に創業以来エレベータ、エスカレータ、オートウォーク、立体駐車設

備の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界20の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあう複合生産体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を構築し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

## II 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは会社支配に関する基本方針の実現をめざす特別な取組みとして、下記Ⅲで記載するもののほか、以下の取組みを行っています。

### 1. 中期計画に基づく取組み

当社グループは2004年から2006年まで進めてきた中期経営計画（Change & Charge）に続き、2007年4月から新しい中期経営計画（Regeneration for Quality）をスタートいたしました。

\*お客さまに信頼され喜ばれる商品とサービスを提供する。

\*感性と創造力を大切に、新しい価値を創造し、社会に貢献する。

\*社員1人ひとりが成長し、専門メーカーとしての誇りをもてる会社になる。

という長期ビジョン（Top Quality for Customers）実現に向けた第1ステップとして、

\*安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応える。

\*グローバルで評価されるナンバーワン商品を提供する。

\*企業体質を革新して、持続的成長基盤を強固にする。

という3つの経営ビジョンを掲げ、選択と集中による利益率向上、品質の向上を経営方針の中核として、2009年度末に営業利益率8%の達成、業界トップクラスの商品信頼性維持向上を目指しています。

地域ごとの経営方針として、

日本市場におきましては

- ・新標準型エレベータの開発・商品化によるシェアアップ、収益確保
- ・メンテナンス契約の拡大とモダニゼーション・修理工事の拡販
- ・据付、メンテナンス技能の向上と予防保全システムの整備

東アジア市場におきましては

- ・中国市場における拡販体制の強化
- ・上海華昇エスカレータ新工場稼働によるエスカレータ生産体制の強化
- ・上海調達センターの活用
- ・メンテナンス契約の確保とモダニゼーション・修理工事の拡販

南アジア市場におきましては

- ・フジテック・シンガポールを中核としたインド・周辺ASEAN諸国への計画的進出
- ・シンガポール民間市場での拡販
- ・シンガポールからグループ企業への機器供給体制の確立

欧米市場におきましては

- ・地域事情に即した効率経営の推進
  - ・メンテナンス事業の強化とモダニゼーション・修理工事の拡販
- 等に取り組んでまいります。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主、顧客、ユーザー、取引先、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公平かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めています。

### (1) グループガバナンス体制の強化

当社は、経営の透明性、客観性を確保し、監督機能を有する取締役会のチェック機能を強化するために、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、さらに変化の激しい経営環境に機敏に対応するために、取締役および執行役員の任期を1年としています。また、取締役会から独立した監査役会を設置し、監査役の職務を円滑に遂行するために監査役スタッフを監査役

室に置いています。

## (2) コンプライアンス体制の強化

当社は、企業倫理および遵法精神に基づく企業行動を全社に浸透させることを目的として「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定して、コンプライアンス体制の推進に努めています。また、法令違反等の疑義に関して匿名で通報できる相談・通報体制「フジテック・ホットライン」を運営しています。

## (3) リスク管理体制の強化

当社は、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社的リスク評価と対策の決定を行っています。当委員会の下に「リスクマネジメント運営委員会」を設け、リスクマネジメント・システムが全社的に機能するよう、情報の収集および指導・管理を行い、企業を取り巻く潜在的・顕在的リスクに対して、迅速かつ的確な対処を行っています。このほか、分野別のリスク管理として、コンプライアンス委員会を始め、情報セキュリティ委員会、商品安全委員会、財務リスク委員会等を設置して活動を行っています。

## Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らして、当社の株券等の大規模買付行為（Ⅲ. 2. (2)において定義されます。以下同じ。）が行われる場合には、以下に述べます大規模買付ルールに従っていただくこととし、これを遵守した場合およびこれを遵守しなかった場合につき、一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

### 1. 大規模買付ルール導入の必要性について

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様判断に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われます。したがって、買付提案が行われた場合に、当社株主

の皆様を意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確認する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えています。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買収内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付ルールを導入し、大量取得の提案が行われた場合に大規模買付者（Ⅲ．２．（１）①において定義されます。以下同じ。）、および当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることを決定いたしました。

## 2. 大規模買付ルールの内容

### （1）大規模買付ルールの概要

#### ①大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、（i）事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ii）当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、（iii）当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、特定株主グループ（下記Ⅲ．２．（２）において定義されます。以下同じ。）に対し、大規模買付ルールに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

## ②独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しました。

大規模買付ルールの導入当初における独立委員会の委員は、上林孝典氏、島武男氏、および中野正信氏であります（各委員の氏名および略歴については別紙1ご参照）。

大規模買付ルールにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールに定めた手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を採る場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

また、下記Ⅲ. 2. (4) に定める大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、下記Ⅲ. 2. (5) に定める取締役会検討期間の延長を決議する場合、下記Ⅲ. 3. (1) に定める例外的対応を採る場合並びに下記Ⅲ. 3. (2) に定める対抗措置を採る場合など、大規模買付ルールにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

### (2)対象となる買付等

大規模買付ルールは、(i) 特定株主グループ<sup>1</sup>の議決権割合<sup>2</sup>を20%以上とするこ

---

<sup>1</sup> (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。）または、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

<sup>2</sup> 特定株主グループが、脚注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、(ii) 特定株主

とを目的とする当社株券等<sup>3</sup>の買付行為（売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび証券取引法施行令第6条第2項若しくは第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同じ。）、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為または、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等<sup>4</sup>（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といいます。）を適用対象とします。

### (3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ. 2. (2) に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、大規模買付ルールに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

### (4) 大規模買付者による情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、大規模買付者に対して適宜提出期間を定めた上、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。

なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

#### ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員、業務執行組合員、その他の構成員およびこれらの者に対

---

グループが、脚注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、4半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

<sup>3</sup> 証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めない限り、同じとします。

<sup>4</sup> 共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他証券取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

して投資に関する助言を継続的に行っている者。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、当社が行う事業経営の経験等を含みます。)

- ②大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況(取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。)および当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意(口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。)
- ③大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ④当社株式の取得対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容(そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます。))および取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧その他当社取締役会若しくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。その結果、不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

(5)大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会および独立委員会が、大規模買付者より情報提供が十分になされたと判断した場合には、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します（いずれも初日不算入といたします）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先、従業員、地域関係者等から意見を聴取いたします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

特定株主グループは、取締役会検討期間が経過するまでは、大規模買付行為に着手することはできないものとします。

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守した場合には、取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は採りません。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反し、かつ、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様sの利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規

模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当すると考えます。

- ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
    - (i) 株式等を買収し、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
    - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
    - (iii) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
    - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
  - ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - ③ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合
  - ④ 取得行為の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社および当社グループの本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合
  - ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値の毀損が予想される大規模買付行為である場合
  - ⑥ 大規模買付者による大量取得後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、エレベータ事業、立体駐車場設備事業の安全性に支障をきたすおそれのある場合
  - ⑦ その他①ないし⑥に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると認められる場合
- なお、例外的に対抗措置を採る際の判断の客観性および合理性を担保するため、

当社取締役会は、大規模買付者の提供する大量取得後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響等を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で判断します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールに定める手続きを遵守しなかった場合には、具体的な取得方法の如何に拘らず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、対抗措置を採る場合があります。

大規模買付者が手続きを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社が大規模買付ルールに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置とします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙2に記載のとおりです。

(4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重して、例外的に上記Ⅲ. 3.

(1) 記載の対抗措置を採ること、または上記Ⅲ. 3. (2) 記載の対抗措置を採ることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に大規模買付者が買付行為の撤回や変更を行うなど、対抗措置を採ることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

- ① 新株予約権の効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 新株予約権の効力発生日後、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、当社取締役会は、独立委員会が

必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

#### 4. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

##### (1) 大規模買付ルールを導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。

これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えています。

なお、前記Ⅲ. 3. において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに定められた手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

##### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を採ることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社の株主の皆様（大規模買付者および特定株主グループに属する者など対抗措置としての実効性を確保するために権利行使が認められない者は除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令および関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社取締役会において、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを選択した場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

また、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以

降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。

なお、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 大規模買付ルールの有効期間、廃止および変更

本定時株主総会において、大規模買付ルールの継続について、株主の皆様のご了解をいただけた場合には、大規模買付ルールの有効期間は、本定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

ただし、有効期間の満了前に、当社株主総会または当社取締役会により大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されるものとします。

したがって、大規模買付ルールは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能です。

当社取締役会は、株主の皆様のご了承を得て、大規模買付ルールが延長された場合、あるいは、大規模買付ルールが廃止された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、当社取締役会は、大規模買付ルールの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（大規模買付ルールに関する法令・証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、大規模買付ルールを修正し、または変更する場合があります。

当社は、大規模買付ルールの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実、並びに変更等の場合には変更等の内容その他当社取締役会が適

切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

- IV 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社では、本対応方針の導入にあたって、以下の理由から、本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

大規模買付ルールによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、大規模買付ルールが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

3. 株主意思を重視するものであること

前記の通り、大規模買付ルールは、本定時株主総会において、大規模買付ルールの継続について株主の皆様のご了解をいただいた場合に限って有効期間が延長されるものであります。

また、有効期間の満了前であっても、当社株主総会により大規模買付ルールを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールは速やかに変更または廃止されることになっております。

以上の理由から、大規模買付ルールの消長及び内容は、当社株主総会の意思に基づくものとなっております。

4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、大規模買付ルールの導入にあたり、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員

3名により構成されます。

取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### 5. 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、上記Ⅲ. 3. にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### 6. 当社取締役の任期の短縮

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しております。

したがって、大規模買付ルールの有効期間内であっても、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、大規模買付ルールにつき、そのご意向を反映できるようになっております。

#### 7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5. に記載したとおり、大規模買付ルールは、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、大規模買付ルールを廃止することが可能です。したがって、大規模買付ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は時差任期制を採用していないため、大規模買付ルールはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 独立委員会の委員の氏名・略歴

上林 孝典 (かんばやし たかすけ)

昭和5年3月18日生まれ

昭和28年 伊藤忠商事株式会社入社

昭和56年 伊藤忠商事株式会社 取締役

昭和59年 同社 代表取締役常務業務本部長

昭和61年 同社 業務グループ担当兼開発グループ担当兼情報通信総合企画室担当

平成元年 同社 代表取締役副社長社長補佐兼繊維部門分掌

平成4年6月 タキロン株式会社 代表取締役会長

平成8年6月 同社 取締役相談役

現在 伊藤忠商事株式会社 理事、タキロン株式会社 名誉顧問

島 武男 (しま たけお)

昭和16年3月生まれ

昭和44年 弁護士登録(大阪弁護士会)(現職)

昭和47年 島武男法律事務所設立

平成元年 大阪弁護士会副会長

平成2年 畑良武法律事務所と島武男法律事務所合併により、さくら法律事務所設立

平成10年 いちよし証券(株)社外監査役

平成15年6月 いちよし証券(株)社外取締役(現任)

平成18年2月 いちよし証券(株)社外専門家委員会委員長(現任)

中野 正信 (なかの まさのぶ)

昭和22年2月6日生まれ

昭和45年 監査法人中央会計事務所(現 みすず監査法人)入所

昭和50年 公認会計士登録(現職)

平成元年 中央新光監査法人(現 みすず監査法人)代表社員

平成12年 中野正信公認会計士事務所開設(現任)

平成14年10月 税理士登録(現職)

平成17年3月 税理士法人T A S 設立、代表社員(現任)

以上

## 新株予約権概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てて。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、前記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

## 当社の大株主の状況

平成19年 3月31日現在の当社大株主の状況は次のとおりです。

	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	10,025 千株	10.71 %
メロン・バンク・トリーティー・クライアント・オムニバス	8,237	8.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,782	6.18
富士電機ホールディングス株式会社	5,089	5.44
シージーエムエル・ロンドン・エクイティ	4,674	4.99
クレディット・スイス・チューリッヒ	4,545	4.86
株式会社りそな銀行	4,203	4.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,710	3.96
ノーザン・トラスト・カンパニー（エイブイエフシー）アカウント・ノン・トリーティー	2,255	2.41
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	2,039	2.18
合 計	50,560	54.01

- (注) 1. 発行済株式の総数は93,767,317株。出資比率は自己株式（153,577株）を控除して計算しています。
2. 上記以外に以下の法人等から大量保有（変更）報告書の提出を受けていますが、平成19年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

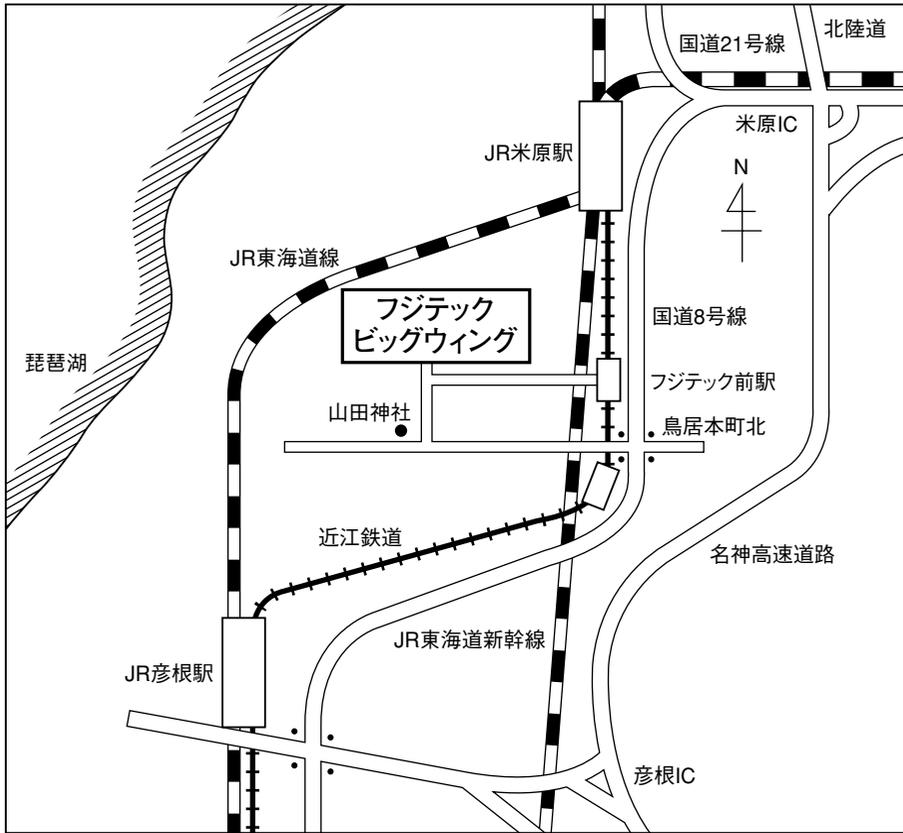
氏名又は名称	所有株式数	所有割合	報告義務発生日
ダルトン・インベストメンツ LLC（※）	14,493千株	15.46 %	平成18年 6月 9日
トゥイーディー・ブラウン・カンパニー LLC	7,255	7.74	平成13年12月31日
モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド他（連名6社）	3,443	3.67	平成19年 3月30日

- (※) ダルトン・インベストメンツLLCについては、平成19年4月23日付で、14,346千株（15.30%）である旨、大量保有（変更）報告書の提出を受けています。

以 上



# 株主総会会場ご案内図



JR米原駅より車で10分

JR彦根駅より車で15分

近江鉄道フジテック前駅より徒歩で7分

名神高速道路彦根ICより車で15分

## JR米原駅・JR彦根駅から送迎バスのご案内

- 乗車場所 JR米原駅東口 ロータリー  
JR彦根駅西出口 ロータリー
- 発車時刻 9:00 9:30

お帰りは、ビッグウイングからJR米原駅またはJR彦根駅までお送りいたします。